

定例監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査の結果（令和4年10月31日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第14項の規定により公表する。

令和4年12月5日

山形市監査委員	玉	田	芳	和
同	村	山	秀	幸
同	菊	地	健	太郎
同	武	田		聡

(様式)

企 第 503 号

令和4年11月30日

山形市監査委員 様

山形市長 佐藤 孝弘

企画調整部定例監査結果についての措置状況 (通知)

令和4年10月31日付けで通知のあった定例監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

課 等 名	監 査 の 結 果	措 置 状 況
企画調整課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。	
	指摘事項 1 収入事務において、普通財産貸付について、貸付料の調定期限及び納期限の日付が著しく遅いものがあった。 ・元双葉小学校（電力供給線路設置のため）、申請日（R2.2.5、1件） ・元双葉小学校（サッカー（フットサル）のトレーニング）、申請日（R3.5.1、R3.6.1、2件） ・元双葉小学校（改正航空法の座学講習及びドローンの実技訓練等の実施）、申請日（R3.6.29、R3.7.30、2件） ・元双葉小学校（ミュージックビデオの撮影）、申請日（R4.3.7、1件）	1 今後は、遅滞なく適切な時期に調定を行うようにいたします。 また、納期限の日付についても、適切な時期に通知するようにいたします。

	<p>2 元双葉小学校の防火対策において、次のようなものがあった。</p> <p>(1) 防火管理者選任（解任）届出書を提出していないもの</p> <p>(2) 消防計画を作成しておらず、消防訓練を行っていないもの</p>	<p>2</p> <p>(1) 山形市消防長に防火管理者選任（解任）届出書を提出の上、管理者の変更を行いました。 今後、変更があった際には遅滞なく提出いたします。</p> <p>(2) 山形市消防長に消防計画を提出いたしました。 今後、消防計画に従い訓練を実施してまいります。</p>
<p>スポーツ振興課</p>	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p>	
	<p>1 行政財産の目的外使用許可事務において、次のようなものがあった。</p> <p>(1) 許可申請書を、添付関係図書（図面）が添付されないまま受理し、使用を許可しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山形市球技場（初詣の臨時駐車場（90台分）として） <p>(2) 許可申請書に記載された使用面積の算出根拠が不明確なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北市民プール（自動販売機設置） ・福祉体育館（自動販売機設置） ・山形市総合スポーツセンター（競技に関連した商品の販売） ・山形市総合スポーツセンター（花笠まつりにおける花笠グッズ及び飲料の販売） 	<p>1</p> <p>(1) 図面の提出を求め面積の再確認を行いました。</p> <p>(2) 算出根拠の再確認を行いました。 令和4年度分からは、算出根拠が明確な資料にしております。</p>